

役場 生活安全係からのお知らせ

ごみの不法投棄・野外焼却は犯罪です

道路や、個人が所有する土地などに無断でごみを捨てたり、野外でごみを燃やすことは重大な犯罪です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、5年以下の懲役または、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金が科せられます。

町では、不法投棄されたごみの中身などから投棄した人の手がかりを探し、悪質な場合には警察と連携して、厳しく指導を行っており、検挙された事例もあります。

ごみの「ポイ捨て」はやめましょう

町と岩内警察署では、不法投棄を未然に防ぐため、巡回パトロールを行っていますが、ごみの「ポイ捨て」も目立っています。「ポイ捨て」と簡単な表現ではありますが「ポイ捨て」も「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、上記の不法投棄と同様の罰則がある犯罪です。

土地の所有（管理）者のみなさんへ

町では、私有地に不法投棄されたごみの回収はできないため、投棄者が見つからない場合は、土地の管理者がごみを処分しなければなりません。

不法投棄を防ぐには、柵やフェンスの設置や定期的な除草作業、見回りなどの対策が必要です。不法投棄されたごみをそのまま放置すると、ごみ捨て場と思われる、新たな不法投棄につながる恐れがあります。不法投棄を未然に防止するために、土地の適正管理にご協力ください。



ワイス地区でのごみの違法焼却（捜査のようす）



発足地区での不法投棄

間違いやすいごみの分別について

ごみの分別について、お問合わせの多いもの、わかりづらいものや出し方の注意点などをまとめました。再度ご確認ください、適正な分別をお願いします。

燃やせるごみ

- ◎布や綿入り製品（布団・毛布など）
袋に入れば燃やせるごみ、入らなければ粗大ごみ
- ◎カバンや靴などの皮・ビニール・ゴム製品
取り外し可能な金属部分は、燃やせないごみ（取り外せない場合はそのままでも可）
- ◎以下も燃やせるごみです
ビデオテープ・カセットテープ・保冷剤・ローソク

燃やせないごみ

- ◎汚れた発泡スチロール
次のいずれかにあてはまるものは燃やせないごみ
①汚れが落ちない ②においがついている
③劣化してポロポロくずれる
※上記以外のきれいな発泡スチロールは資源物
- ◎おもちゃ・小型家電製品で、袋に入るもの
- ◎電球（白熱球、LED球、点灯管）、割れた蛍光管、洗濯ばさみ
- ◎他のごみと袋を分ける必要があるもの
 - ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ（※中身を使い切り、穴を開ける）
 - ・ライター（※中身を使い切る）
 - ・乾電池

プラスチック製容器包装類

- 分別のポイントは「プラマーク」があり、汚れがなく、容器や包装に該当するかどうかです。プラスチック製品そのものは、容器包装類ではありません。
- ◎プラマークがあるもの
 - ・柔軟剤、漂白剤、シャンプー、リンスなどのボトルも含まれます。
 - ◎プラマークがないが、該当するもの
 - ・緩衝材、みかんのネット
 - ◎ストロー、クリアファイルは燃やせるごみ
 - ◎プラスチック製のバケツ、洗面器、ざる、ハンガーなどは燃やせないごみ
 - ◎インスタント食品の容器やジュースの容器で「紙マーク」があるものは燃やせるごみ



プラマーク



紙マーク

空き缶・びん・ペットボトル

これらは必ず中を洗い、潰さずに、一つの袋に混ぜないで、別々の袋に入れてください。
※ペットボトルは必ずキャップとラベルを外してください。